

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」 将来のために考えよう 国民年金

11月は、年金の意義や役割を理解してもらい、年金を身近に感じていただくための「ねんきん月間」です。また、11月30日は、自身の年金記録などから老後の生活設計を考えていただくこととする「年金の日」です。この機会に自分や家族の将来のため、もう一度年金について考えてみましょう。

公的年金制度の役割と種類

公的年金制度は▽老後を迎える人▽病気やけがで障がいが残った人▽生計を維持していた人に先立たれた人―などを、みんなで支え合う仕組みです。公的年金の保険料を納めていくことで、生涯にわたる安心を得ることが出来ます。公的年金制度には、国民年金と厚生年金があります。

厚生年金の加入者は、同時に国民年金にも加入していることになります。

国民年金の加入者

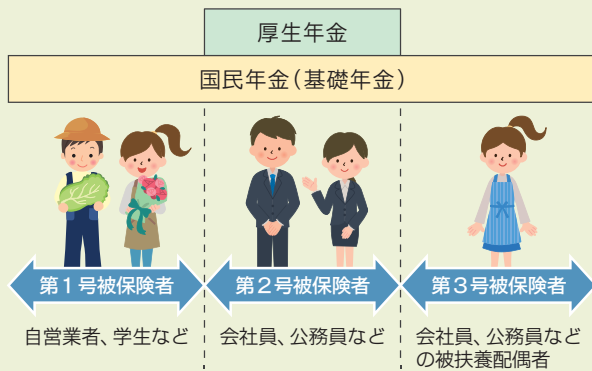
国民年金に加入している人のことを被保険者といい、その種類は、第1号〜第3号に分かれます。

■第1号被保険者
自営業者や学生など(第2号および第3号被保険者以外の人)

■第2号被保険者
会社員や公務員などで厚生年金に加入している人

■第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている妻または夫

□年金制度の体系図



国民年金には次の3種類があります。

国民年金の種類

■老齢基礎年金
原則、65歳から生涯にわたり受け取ることができる年金です。 ※8月1日から、年金を受け取るために必要な資格期間が「25年」から「10年」に短縮されました。詳しくは「ねんきんダイヤル」へお問い合わせください。

■障害基礎年金
国民年金に加入している人や、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない人が病気やけがで障がいが残ったとき、障がいの程度によって受け取ることが出来る年金です。受給には一定の要件があります。 ▽受給要件：初めて診察を受けた

保険料の納付を忘れずに

保険料を納めていないと年金を受け取れない場合があります。年金制度への加入と保険料の納付を確実に行いましょう。納め方には、金融機関やコンビニエンスストアで納付書を添えて納める現金納付や便利な口座振替などがあります。

■保険料の免除・納付猶予制度
経済的な事情や災害などにより保険料を納めることが困難なときは、申請により納付が免除または猶予される制度があります。免除や納付猶予制度を上手に活用し、保険料を納めましょう。

ねんきんネットで未来設計始めませんか

「ねんきんネット」は、自分の年金記録や年金見込み額をインターネットから確認できるサービスです。ねんきんネットを活用し、自分の未来のことを考えてみませんか。

■年金ネットでできること

- ▶24時間いつでも利用可能
パソコンやスマートフォンから24時間いつでも最新の年金記録が確認できます
- ▶年金記録のデータベースを検索
持ち主の分からない年金記録のデータベースを検索し、自分の年金記録の漏れや誤りを発見できます
- ▶年金見込み額を試算
これからの人生設計に合わせた働き方の条件を設定し、年金見込み額を試算できます
- ▶各種通知書の確認・保存(*)
ねんきん定期便や年金振込通知書などの各種通知書を確認・保存することができます
- ▶提出する届け書をパソコンで作成(*)
日本年金機構に提出する一部の届け書をパソコンで作成し、印刷することができます

* 共済年金加入期間がある人は、加入していた共済組合にお問い合わせください



■ねんきんネットを利用するには

ねんきんネットの利用には、ユーザーIDの取得(利用登録)が必要です。詳しくは下記のホームページをご覧ください

◆パソコンの場合は「ねんきんネット」で検索
[http://www.nenkin.go.jp/n_net/]

◆スマートフォンの場合は、右のQRコードを読み取り



月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納めているか免除などになっていること、または初めて診察を受けた月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと
※20歳前から障がいがある場合、20歳に達したときの障がいの程度によって受け取ることが出来ます

■遺族基礎年金

国民年金に加入している人や老齢基礎年金を受け取っている人、老齢基礎年金を受け取るために必要な資格期間が25年以上ある人が亡くなったとき、残された家族のうち、子ども(*)がいる配偶者または子ども(*)が受け取ることができる年金です。

*「子ども」：18歳に達した後、最初の3月31日までの子ども、または20歳未満で一定の障がいのある子ども

▽受給要件：死亡した月の前々月までの年金加入期間の3分の2以上の期間、保険料を納めているか免除などになっていること、または死亡した月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

【問い合わせ】

- ねんきんネットなどについて
 - ▷ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル(☎0570-058-555)
 - ▷ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)
- ※花巻年金事務所への相談など
- 保険料免除制度などについて
 - ▷本庁国保医療課(☎24-2111内線263)
 - ▷各総合支所健康福祉係
 - 大 迫(☎48-2111内線143)
 - 石鳥谷(☎45-2111内線227)
 - 東 和(☎42-2111内線223)

